

【令和6・7・8年度 奈良市妊産婦向けタクシー利用促進事業Q & A】

Question一覧

1. 利用できる期間を教えてください。
2. 出産後もタクシー利用券を使えますか？
3. 他の市区町村から奈良市に転入してきた場合、配付の対象になりますか？
4. 里帰り出産をする場合も配付の対象になりますか？
5. どのタクシー会社でも利用できますか？
6. 奈良市以外でも使えますか？
7. 一度の乗車で使える枚数に制限はありますか？

【Q & A】

Q1. 利用できる期間を教えてください。

A1. 令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に母子健康手帳を取得された方
→有効期間：配付時から令和9年（2027年）3月31日まで

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に母子健康手帳を取得された方
→有効期間：配付時から令和10年（2028年）3月31日まで

令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間に母子健康手帳を取得された方
→有効期間：配付時から令和11年（2029年）3月31日まで
※期間の延長はありません。

Q2. 出産後もタクシー利用券を使えますか？

A2. 出産後（流産された場合等も含む）もご利用いただけます。また、有効期間内であれば、医療機関の受診やお買い物などの移動の際にもご利用いただけます。

Q3. 他の市区町村から奈良市に転入してきた場合、配付の対象になりますか？

A3. 他の市区町村で母子健康手帳を取得され、出産前に奈良市に転入された場合でも、転入時に窓口で「妊婦健康診査補助券再交付申請書」を提出された方へは、対象者としてタクシー利用券をお渡しします。

Q4. 里帰り出産をする場合も配付の対象になりますか？

A4. 他の市区町村で母子健康手帳を取得され、住民票を移さずに奈良市で里帰り出産をされる場合は対象となりません。
ただし、奈良市に転入届を提出され、「妊婦健康診査補助券再交付申請書」を提出された方へはA3.のとおりタクシー利用券をお渡しします。

Q5. どこのタクシー会社でも利用できますか？

A5. タクシー利用券の最後の頁に記載の「ご利用できるタクシー会社」でのみご利用できます。
トラブルを避けるため、ご利用の際は必ず乗車時にお持ちのタクシー利用券が利用できるかどうかを運転手にご確認ください。

Q6. 奈良市以外でも使えますか？

A6. 奈良市内でのご利用を想定していますので、「乗車・降車ともに奈良市内」もしくは「乗車か降車の一方が奈良市内」の場合に限定してご利用いただけます。

Q7. 一度の乗車で使える枚数に制限はありますか？

A7. 一度の乗車で何枚でもご利用いただけます。
ただし、乗車料金を超える利用券をご利用された場合、お釣りはでないのをご注意ください。
また、「奈良市福祉タクシー利用券」や奈良市ポイント制度で交換した「タクシー利用券」等と併用いただけます。

(問合せ先)
奈良市 都市整備部 交通政策課
TEL 0742-34-4969 (ダイヤル)